

1. 耐火建築物の免除区画等に用いる間仕切壁の取扱い

次に掲げる規定の適用において、条文上「…準耐火構造の床若しくは壁…で区画…」となっているが、耐火建築物でその規定の適用をする場合、区画に用いる間仕切壁は主要構造部として扱い、耐火構造にする必要がある。

- (1) 排煙設備の免除区画(令第126条の2第1項第一号)
- (2) 排煙設備の同等区画(令第126条の2第1項第五号、平成12年建設省告示第1436号第四号二(3))
- (3) 排煙設備の別棟区画(令第126条の2第2項)
- (4) 内装制限の免除区画(令第128条の5)

<考え方>

上記の免除区画等を構成する間仕切壁は、火災の拡がりを防ぐための防火上重要な部分であり、構造上重要である間仕切壁と判断されるため主要構造部として取り扱うものとする。

【参考】建築物の防火避難規定の解説2016（第2版）（日本建築行政会議）P18「耐火建築物の主要構造部等」
P135「防火上主要な間仕切壁」
P178「質問と回答」No.16「耐火構造」

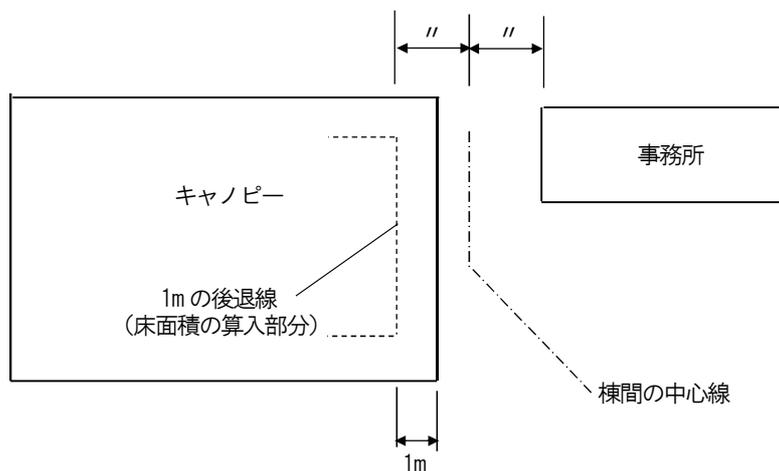
逐条解説 建築基準法（逐条解説建築基準法編集委員会）P7 主要構造部（旧詳解建築基準法）

(2012.7) (2023改正)

2. ガソリンスタンドのキャノピー部分における防火措置

ガソリンスタンドのキャノピー部分と事務所棟における、建築物相互の外壁間の中心線からの延焼のおそれのある部分のとり方については、キャノピー部分の床面積の算定が、庇の先端から水平距離1m後退した線であるため、その線の位置で中心線を設定するものとする。

また、キャノピー部分の外周は駐車場の車路と同様に、防火設備の設置が不要な部分として取り扱う。



【参考】愛知県建築基準法関係例規集 [平成29年版] 第8版 P65 キャノピー部分の庇の取扱い

(2023)

3. 道路内の建築物に対する延焼のおそれのある部分の取扱い

道路内の建築物（バスの停留所等）に対しての延焼のおそれのある部分については、道路中心線又は道路境界線からの3m（5m）以下の距離による適用はないものとする。

また、道路境界線側にある隣接敷地の建築物における延焼のおそれのある部分に対しても、道路内の建築物の有無に関係なく、道路中心線からの3m（5m）以下の距離の適用でよいものとする。

(2023)

4. 自転車置場の屋根をポリカーボネート板でふいた場合の取扱い

「建築物の防火避難規定の解説」では、附属建築物のうち自転車置場、平屋建ての小規模な物置等で主要構造部が不燃材料で造られたものは、法第2条第六号ただし書イの「その他これらに類するもの」として取り扱い、本体建築物との間においては延焼のおそれのある部分を生じないものとしているが、自転車置場については、屋根をポリカーボネート板でふいた場合においても、同様に延焼のおそれのある部分を生じないものとするができる。

（参考）屋根の構造について

法第22条1項及び法第62条より、自転車置場の屋根に用いるポリカーボネート板は飛び火構造に対する大臣認定（DW又はUW）を受けている必要がある。飛び火構造に対する大臣認定にはDR・DW・UR・UWの4種類があり、それらについては、 $DR > DW$ 、 $UR > UW$ 、 $DR > UR$ の関係があることから、DR認定であれば地域・地区内外に関係なく利用することができる。

なお、いずれも延焼のおそれのある部分に用いることができる。

認定対象	認定記号
防火地域又は準防火地域内の建築物の屋根	DR
不燃性の物品を保管する倉庫等	DW
第22条第1項の市街地の区域内にある建築物の屋根	UR
不燃性の物品を保管する倉庫等	UW

【参考】建築物の防火避難規定の解説2016（第2版）（編集：日本建築行政会議）

P3「附属建築物の取扱い」

P160「建築物の屋根をポリカーボネート板等でふく場合」

P161～「独立した自走式自動車車庫の取扱いについて」

P202「質問と回答」No.149「屋根の構造」

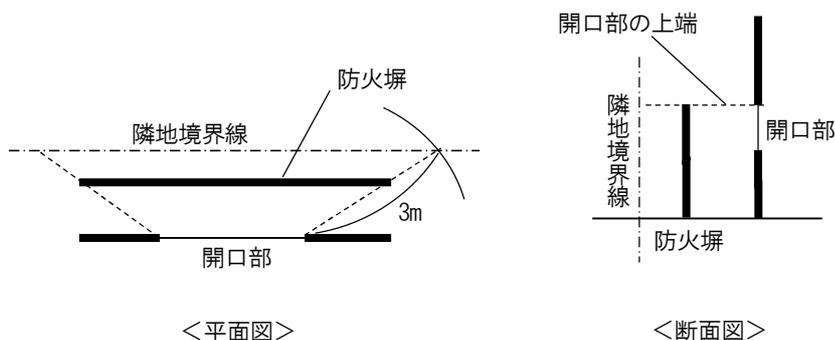
（2012.7）（2023改正）

防火 避難

法第2条第九号の二
令第109条第2項、第109条の2

5. 防火設備とみなす塀の高さ等の取扱い

延焼のおそれのある部分にある開口部を遮る塀で防火設備とみなすもの（防火塀）は、下図のように開口部を遮ることができるよう設けるものとする。高さについては「建築物の防火避難規定の解説」によることが望ましいが、開口部の上端までとしてもよいものとする。



【参考】◇平成12年5月25日 国交告第1369号（特定防火設備の構造方法を定める件）
建築物の防火避難規定の解説2016（第2版）（編集：日本建築行政会議）P22「防火設備とみなすそで壁・塀等」

(2023)

6. 非常用の昇降機の設置免除の取扱い

令第129条の13の2第三号に規定する「高さ31mを超える部分の階数が4以下の主要構造部を耐火構造とした建築物で、当該部分が床面積の合計100㎡以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で…区画されているもの」の扱いで、次に掲げる部分については、原則100㎡以内ごとの区画の対象としない。

- (1) 階段室の部分、昇降機の昇降路の部分（当該昇降機の乗降のための乗降ロビーの部分を含む。）及び廊下その他の避難の用に供する部分で耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されたもの（令第122条第1項に規定する避難階段での適用と同様）
- (2) 屋外階段・屋外避難階段の部分
- (3) 開放性のある廊下の部分（手すり上部が1.1m以上外気に開放され、屋内とは特定防火設備又は防火設備で区画されている場合に限る。）
- (4) 開口部のない耐火構造の壁で区画された非常用の昇降機の設置を要しないと取り扱う部分

※塔屋部分で（1）に該当しない部分は100㎡以内ごとの区画の対象となる。

【参考】建築物の防火避難規定の解説2016(第2版)（編集:日本建築行政会議）P29「非常用エレベーターの設置免除」
愛知県建築基準法関係例規集「平成29年版」第8版 P116 避難階段及び特別避難階段の設置免除の取扱い

(2012.7) (2023改正)

**防火
避難**法第34条第2項、第35条、第36条
令第112条、第129条の13の3**7. 非常用エレベーターの乗降ロビー（共用）の取扱い**

平常時において非常用エレベーターと一般エレベーターの乗降ロビーは、防火・避難上支障がなく、配置計画やむを得ない場合に限り共用することができる。

ただし、非常時においては、非常用エレベーターの乗降ロビー部分とその他の部分は耐火構造の壁又は特定防火設備で区画される必要がある。（特定防火設備は乗降ロビーへの出入口と解する。）

当該特定防火設備の構造は煙感知器により自動的に閉鎖（随時閉鎖）するもので、かつ、直接手で開くことができるものとする。原則としてシャッターのみの場合は認められない。

なお、乗降ロビーの機能として、消防隊が迅速に活動できることが求められるため、消防部局と事前に協議をする必要がある。

【参考】建築物の防火避難規定の解説 2016（第2版）（編集：日本建築行政会議）P180「質問と回答」No.28「非常用の昇降機」
愛知県建築基準法関係例規集 [平成29年版] 第8版 P127 昇降機（乗降ロビー）と階段（付室）の関係による取扱い

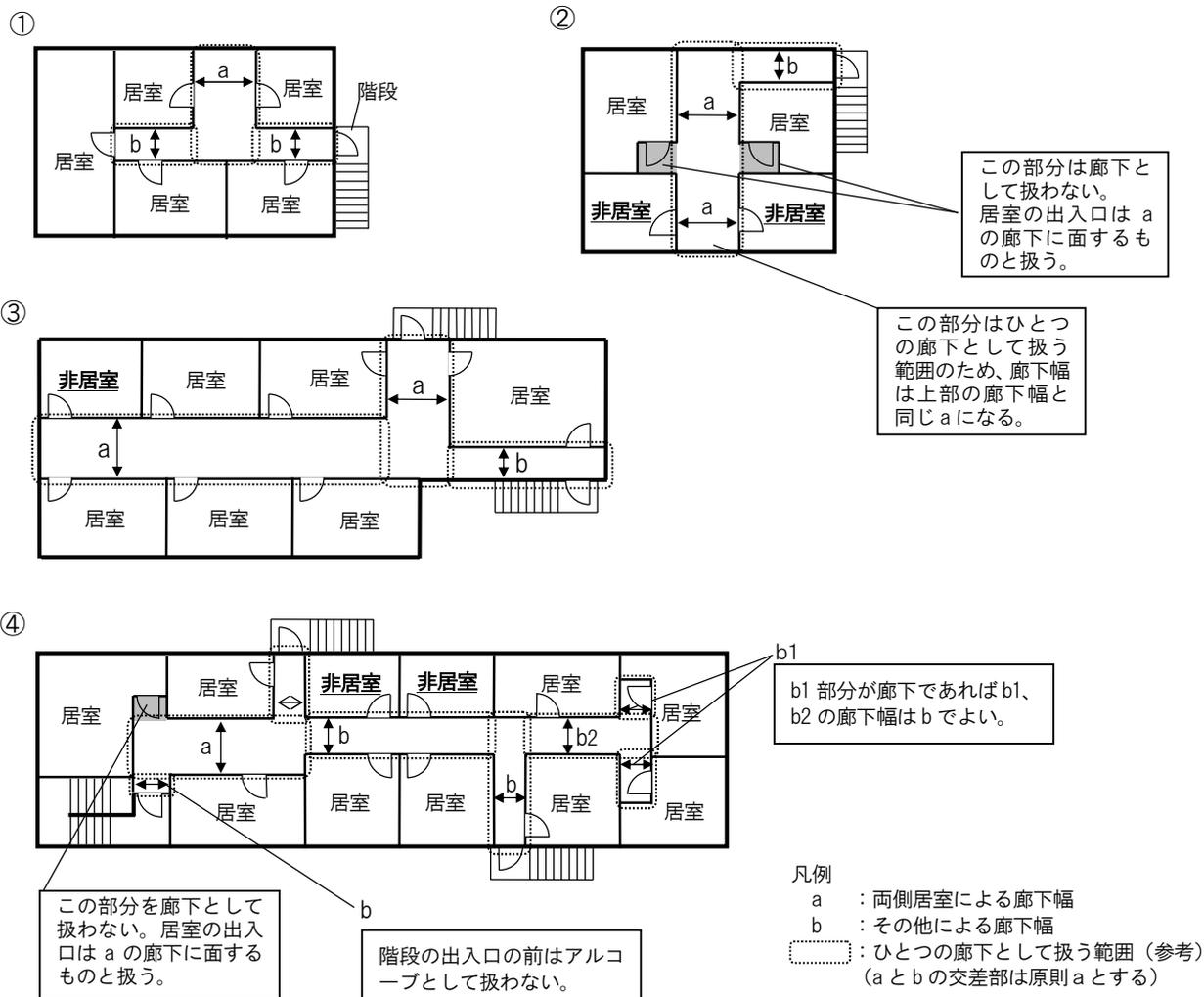
(2023)

**防火
避難**

法第35条
令第119条

8. 廊下幅のとり方

令第119条に規定する廊下の配置による幅のとり方については、下図のように取り扱うことができる。



<考え方>

両側に居室がある廊下とは、両側に居室の出入口があり廊下の末端部分から廊下の交わる部分までの直線間の廊下をいう。

避難経路上に a・b の両方が存在する場合はすべてを a とすることが望ましい。

【参考】◇建築基準法質疑応答集 第2巻（建築基準法研究会）P2136「廊下(3)」

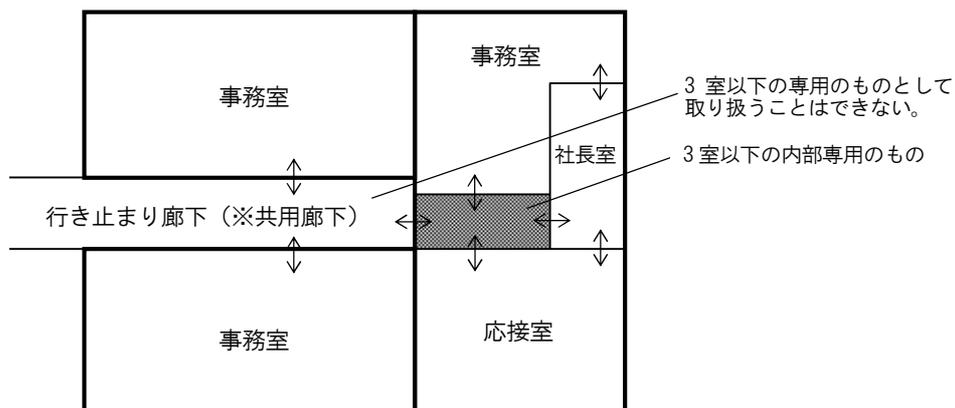
(2023改正)

**防火
避難**

 法第35条
 令第119条

9. 廊下幅における3室以下の専用のものの取扱い

3室以下の専用のものについては、建築基準法質疑応答集によると、「行き止まり廊下内廊下等のような局部的な用に供する廊下」とあるため、下図のように3室以下の小規模な居室の集まりで、内部の関係者はその廊下を介して居室間の往来ができる等の内部専用の廊下部分が想定される。よって、内部専用の廊下部分以外は行き止まり廊下といえども共用廊下と判断される。



※ この場合、共用廊下は当該階の居室の床面積の合計が200m²
 （地階にあつては100m²）を超えるときは廊下の幅の規制を受ける。

【参考】◇建築基準法質疑応答集 第2巻（建築基準法研究会）P2134「廊下（2）」

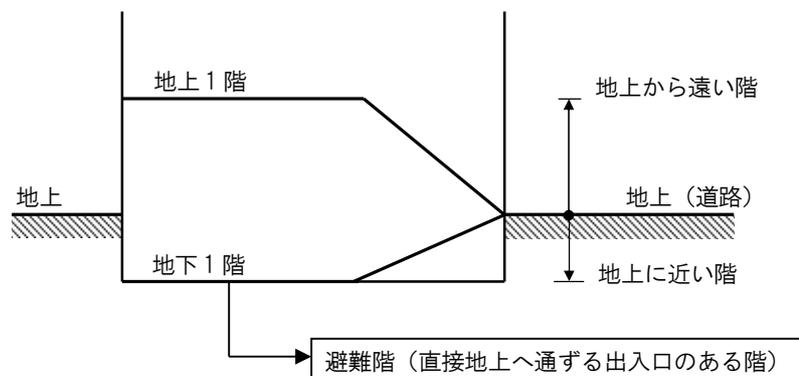
（2012.7）（2023改正）

防火 避難

法第35条
令第13条第一号、第120条、第121条他

10. 避難階の取扱い

下図のような平坦な地上で、地下1階と地上1階の間に地上への出入口がある場合、地上に近い階を避難階（直接地上へ通ずる出入口のある階）として取り扱う。



【参考】◇建築基準法質疑応答集 第2巻（建築基準法研究会）P2144「避難階」

(2012.7) (2023改正)

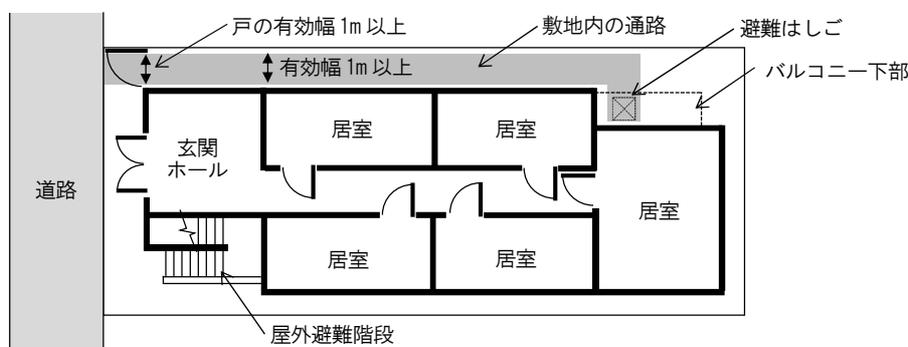
防火 避難

法第35条、第27条
令第121条第1項第三号、第六号、第3項

11. 避難上有効なバルコニーの取扱い

1. 令第121条第1項第三号、第六号、同条第3項及び平成27年国交告第255号第1第三号に規定する『避難上有効なバルコニー』の構造等については、原則として次の各号に該当するものとする。

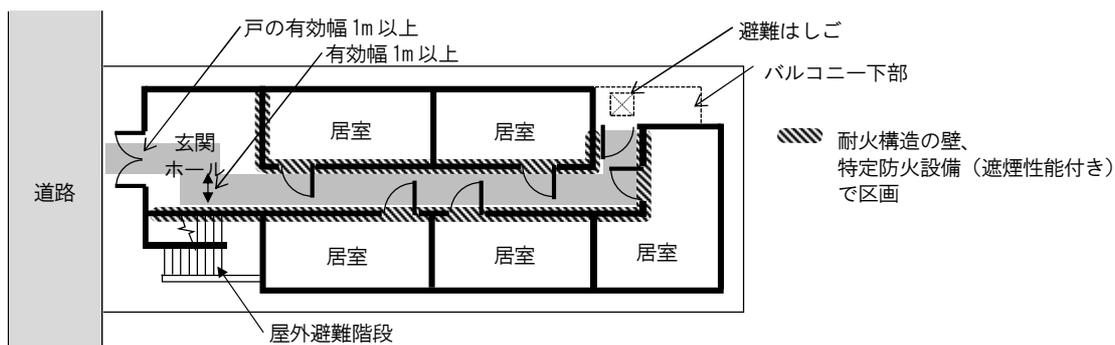
- (1) バルコニーは、直通階段と概ね対称の位置とし、かつ、当該階の居室の各部分から容易に避難できること。
- (2) バルコニーは、道又は道に通ずる幅員1m以上の敷地内の通路に面して設けること。
- (3) バルコニーの面積は2㎡以上とすること。
- (4) バルコニーの開放部分（手すり上部が1.1m以上開放された部分であり、かつ隣地境界線からの有効距離が50cm以上又は建築物からの有効距離が1m以上の部分に限る。）の長さは、当該バルコニーの取付部分（周長部分で出入口、壁等に接する一辺の長さの部分をいう。）を除いた周長の1/2以上とすること。
- (5) バルコニーから地上までの避難は、当該階から固定タラップ、固定はしご、避難ハッチに格納したはしご等、固定された避難器具によるものとする。ただし、消防法令の規定により固定された避難器具の設置が困難な場合は、つり下げはしごとすることができる。
※消防法令の特例により避難器具の設置が免除される場合であっても、建築基準法上必要である。
- (6) バルコニー（採光上有効に直接外気に開放された部分を除く。）には、非常用の照明装置を設けること。
- (7) 通路部分に扉等を設ける場合は、その扉等の有効幅を1m以上とし、外開き又は引き戸とすること。（内開きとしない。）



(8) (2)の敷地内の通路その他の空地等を設けることが困難な場合は、次のア又はイとすることができる。

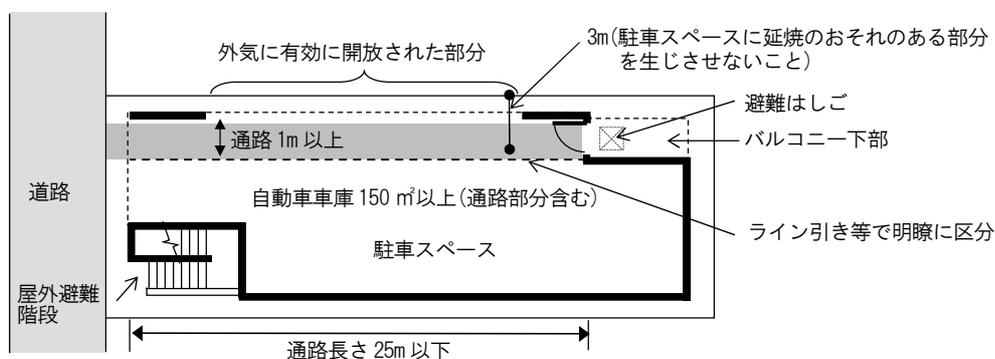
ア 建築物内を通る場合

- ① バルコニーから道に通ずる幅員1m以上の廊下その他の通路（耐火構造の床若しくは壁又は遮煙性能付き常時閉鎖式若しくは煙感連動閉鎖の特定防火設備（防火ダンパー）で区画したものに限る。）を設けること。
- ② 通路部分の壁及び天井の仕上げ（下地を含む。）は不燃材料とすること。
- ③ 通路部分（採光上有効に直接外気に開放された部分を除く。）には非常用照明を設置すること。
- ④ 屋内の通路部分には段差を設けないこと。



イ-1 自動車車庫内を通る場合（自動車車庫の面積が 150 m²以上）

- ① 通路部分の幅員は1m以上、屋外までの長さは25m以下とし、駐車スペースとは明瞭に区分すること。
- ② 自動車車庫は、外気に有効に開放された部分を有すること。
- ③ 通路部分の構造についてはア②～④の要件を満たすこと。



イ-2 自動車車庫内を通る場合（自動車車庫の面積が 150 m²未満）

- ① 通路部分は駐車スペースと明瞭に区分する必要はないが、幅員は1m以上確保すること。
- ② 自動車車庫には外気に有効に開放された部分があることが望ましい。
- ③ 通路部分を含む自動車車庫内とその他の部分は、耐火構造の床若しくは壁又は遮煙性能付き常時閉鎖式若しくは煙感連動閉鎖の特定防火設備（防火ダンパー）で区画すること。

2. 避難上有効なバルコニーの構造については、「建築物の防火避難規定の解説」によることもできる。
ただし、1と混用することはできない。

【参考】◇平成27年2月23日 国交告第255号
（建築基準法第27条第1項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法を定める件）
建築物の防火避難規定の解説2016（第2版）（編集：日本建築行政会議） P47「避難上有効なバルコニー等の構造」
P89「開放廊下・開放階段の取扱い」

（2023改正）

**防火
避難**法第35条
令120条第1項、第122条第1項**12. 直通階段の設置を要しない場合の避難階段及び特別避難階段の取扱い**

水処理場等の避難階以外の階に居室がない建築物で、地下3階以下に通ずる直通階段を設けた場合、居室がなく直通階段の設置義務がないため、特別避難階段としなくてもよいこととする。

（令第122条第1項の規定は、令第120条第1項により直通階段を設けなければならない場合に限り適用されるものとする。）

(2023)

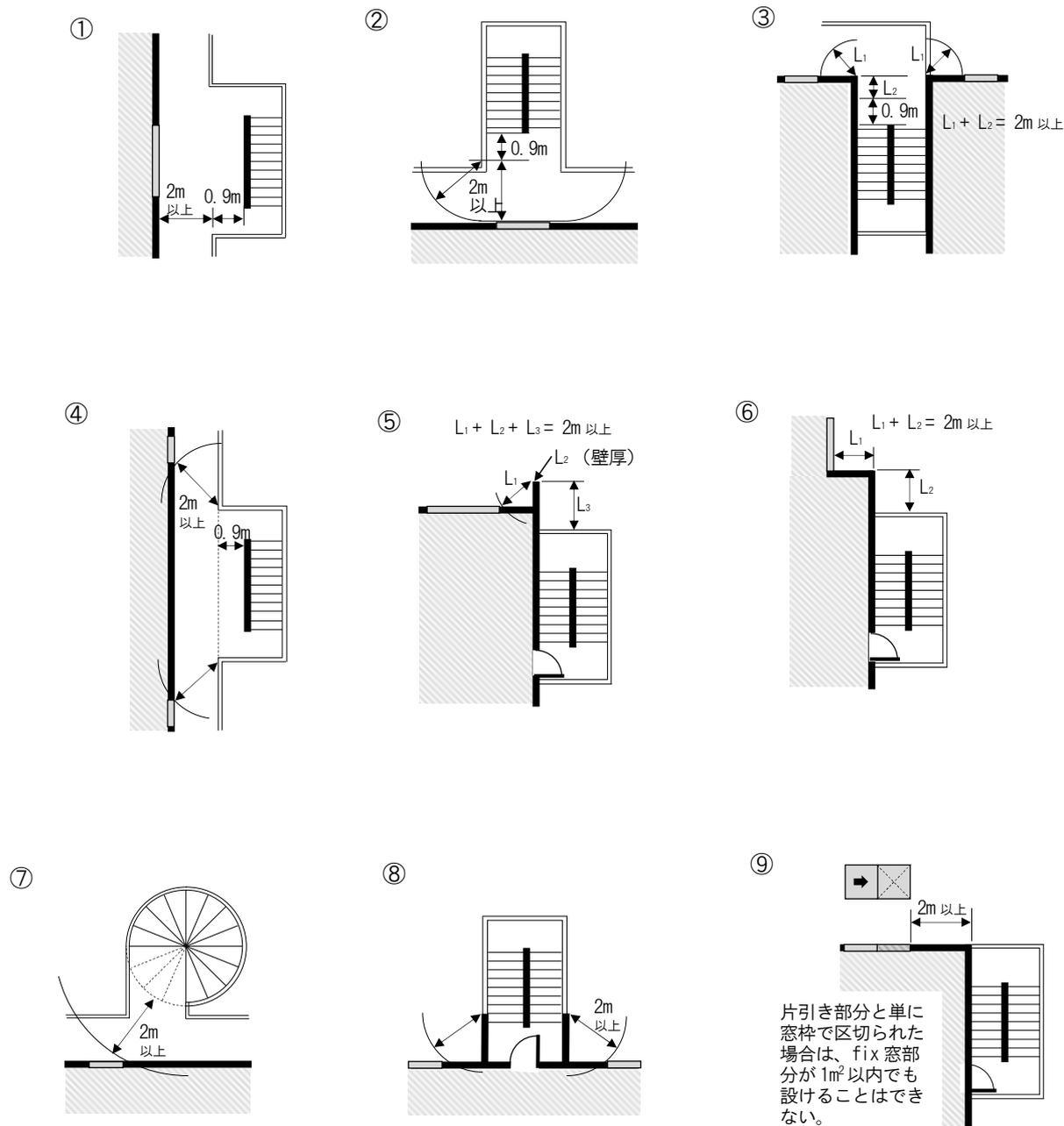
**防火
避難**

法第35条
令第123条第2項第一号

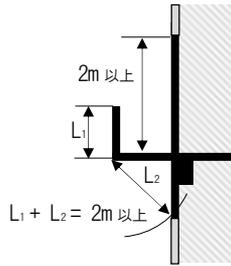
13. 屋外避難階段から2m以内の開口部の取扱い

令第123条第2項第一号の規定により、屋外避難階段から2m未満の距離の範囲には、原則として「その階段に通ずる出入口以外の開口部」の設置ができないことになっているが、階段の踊場と開放廊下部分が共用され、階段部分が明確でない場合には、屋外階段の幅や踊場の寸法を考慮して、有効90cmの位置を階段部分と想定し、その各部分から2m未満の距離の範囲において開口部が制限されるものとする。

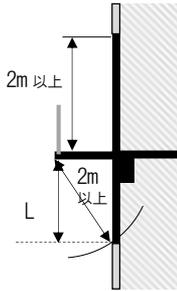
以下に各種2mの距離の測定方法の例を示す。



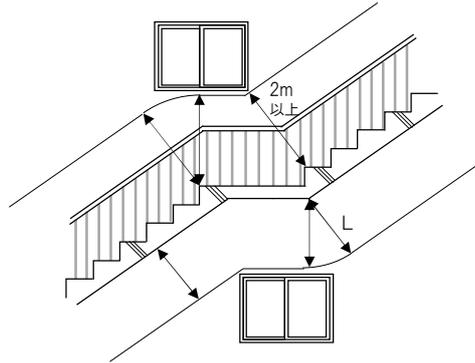
⑩ RC床・RC手すりの階段



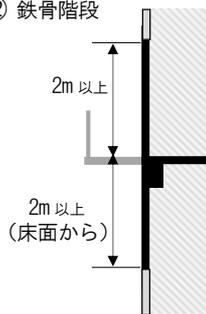
⑪-1 RC床・鉄骨手すりの階段（断面図）



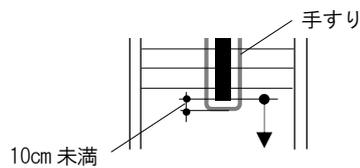
⑪-2 RC床・鉄骨手すりの階段（立面図）



⑫ 鉄骨階段



（注）寸法は手すり面からとする。（手すりの出幅は10cmを限度としてないものとみなす。）



<考え方>

階段と認識できる場合は、階段から2mとする。階段と他の部分が明確に区分できない場合は、階段部分を0.9mとしてその部分から2m未満の距離の部分規制対象部分とする。

【参考】建築物の防火避難規定の解説 2016（第2版）（編集：日本建築行政会議）

P58「屋外避難階段から2m未満の距離に設けるはめごろし戸の取扱い」

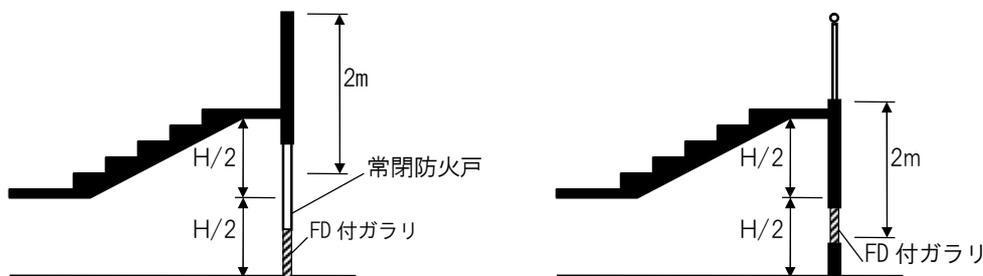
（2023 改正）

**防火
避難**

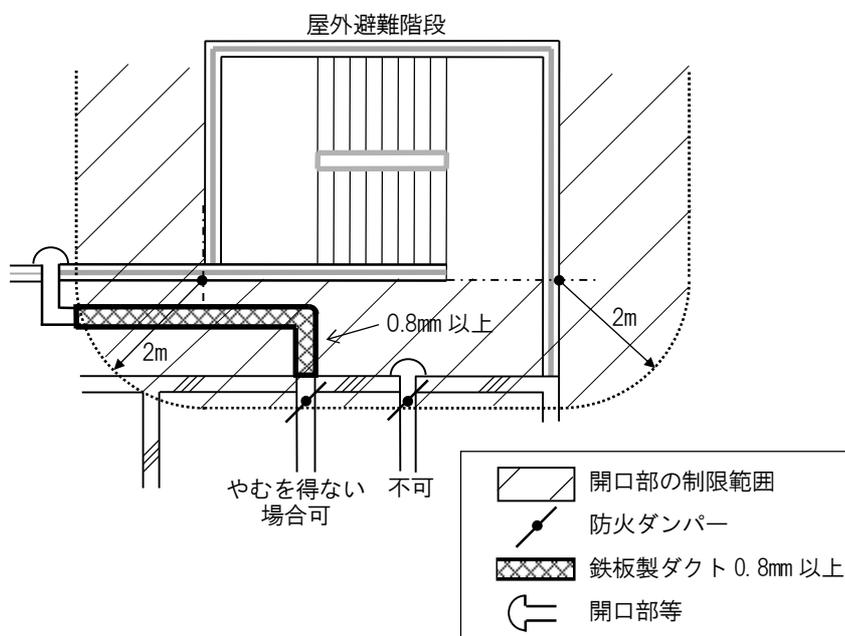
法第35条
令第123条第2項

14. 屋外避難階段に近接した換気口等の取扱い

1. 小規模な機械室、ポンプ室、受水槽室、便所等の外壁又は防火戸に設けられる換気口でその位置が天井高の1/2以下の位置にあり、温度ヒューズによる防火ダンパー（鉄製で鉄板の厚さが0.8mm以上のものに限る。）が設けられていれば、階段から2m未満の距離にあっても認められる。



2. 換気設備の風道による換気口等については、出入口以外の開口部に該当するため階段から2m未満の距離には設置できない。また、風道が外壁を貫通する場合は、開口部に該当しないが、階段から2m未満の距離にある外部の風道は、厚さ0.8mm以上の鉄板で造り、外壁部分には温度ヒューズによる防火ダンパー（鉄製で鉄板の厚さが0.8mm以上のものに限る。）を設置したものに限り認められる。



(注) ガス給湯器の排気口(排気筒)又は給水管・配電管その他の管が外壁を貫通する場合は、外壁とのすき間をモルタル等で埋めてあればよいものとする。

3. 屋外避難階段の下部に設けられる物置や屋外避難階段から2m以内に設けられるトランクルーム、PS、EPSについては、小規模で出火の危険性が少ない場合に限り、その出入口が階段から2m未満の距離にあっても認められる。なお、出入口の扉は使用頻度が少なく、常時施錠されていれば常時閉鎖状態を保持されていると取り扱うものとする。

【参考】建築物の防火避難規定の解説 2016（第2版）（編集：日本建築行政会議）

P131 「パイプスペース等における点検・検針用の戸の取扱い」

P197 「質問と回答」No116 「常時閉鎖式防火戸」

建築設備設計・施工上の運用指針 2019（編集：日本建築設備・昇降機センター）

P66 「屋外避難階段から2m未満の部分に設ける開口部について」

(2023改正)

15. 梁型が近接している場合の屋外避難階段と床面積の取扱い

屋外避難階段の取扱いについては、愛知県建築基準法関係例規集〔平成29年版〕P115「屋外に設ける階段」において、屋外避難階段と隣地境界線の距離（①：50cm以上）が規定されている。図1のように、屋外階段と梁型が離れている場合は、梁型を無視し、手すりの部分からの距離とする。開放性についても梁型を無視して確保できればよいものとする。

また、愛知県建築基準法関係例規集〔平成29年版〕P57「床面積の算定13（屋外階段①）」に記載されている床面積の算定における屋外階段と隣地境界線の距離（②：1m以上）についても同様とする。

なお、図2のように、階段と梁型が一体となっている場合は梁型の先端からの距離とする。

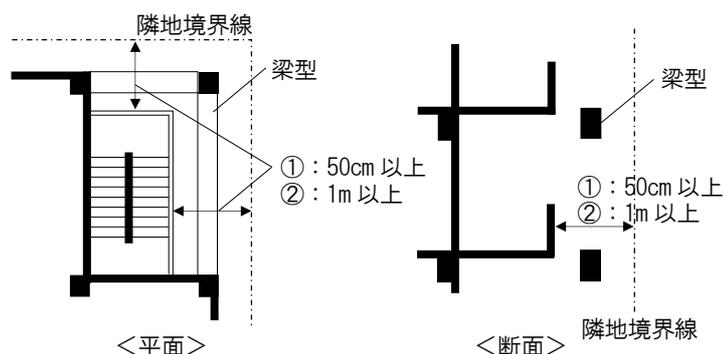


図1 梁型と屋外階段が離れている例

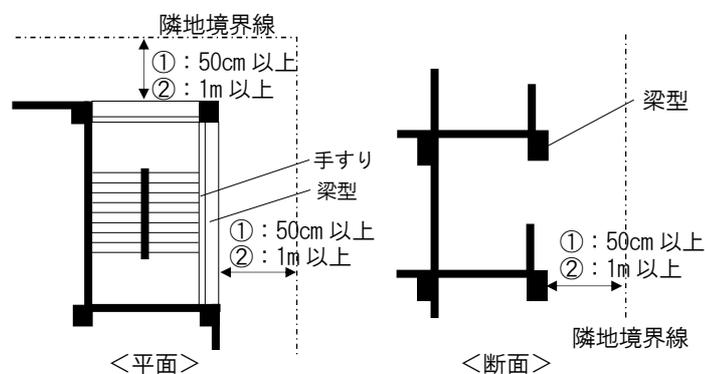


図2 梁型と屋外階段が接している例

【参考】愛知県建築基準法関係例規集〔平成29年版〕第8版 P57 屋外階段の床面積の算定
P115 屋外階段としての取扱い

(2023)

**防火
避難**法第35条、法第28条第4項
令第116条の2第1項第二号、2項、第126条の2、第126条の3**16. 可動間仕切壁等の取扱い**

1. 下記に掲げるものは、法第28条第4項及び令第116条の2第2項で定める「ふすま、障子その他随時開放することができるもの」に該当しない。

- (1) 速やかに開放することができない可動間仕切壁
- (2) 寄宿舍の個室間に設けるフラッシュ戸等（開放して使用することが想定されないため）

2. 令第126条の3の排煙設備の適用を受ける建築物の部分に可動間仕切壁を設置する場合、可動間仕切壁は隙間があり煙の流動を妨げる効果が十分でないと考えられるため、原則として防煙壁（防煙垂れ壁）を別途設けること。

ただし、可動間仕切壁の密閉度が高く、垂れ壁に相当する部分が不燃材料であるか、又は覆われたものについてはこの限りでない。

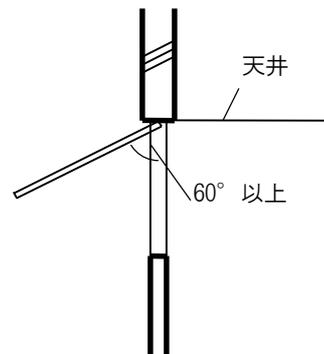
(2023)

**防火
避難**

 法第35条
 令第126条の3第1項

17. 排煙上有効となる排煙口の取扱い

1. 令第116条の2第1項第二号の規定に該当させるために設ける突き出し窓について、その窓の全面積を排煙上有効に開放できる部分とみる場合は、開放角度を60度以上とすること（60度未満の場合は有効とみなさない）。また、開放方法は、原則として手動開放装置で行うものとするが、やむを得ずフック棒による場合は、窓の要所ごとにフック棒の位置を定めて置くものとする。



2. 令第126条の3第1項第三号に規定する排煙設備の排煙口として設ける突き出し窓も(1)と同様の開放角度とする。開放方法は、手動開放装置で行うものとし、フック棒による場合は、窓に固定し、取外しできないものを設けること。

3. 屋外に面する部分に設ける出入口の戸については、ドアクローザー（ストッパー付）等の開放状態を保持できる戸についてのみ、令第126条の3第1項第六号の「排煙口には、…開放装置により開放された場合を除き閉鎖状態を保持し、かつ、開放時に排煙に伴い生ずる気流により閉鎖されるおそれのない構造の戸…」による排煙口として取り扱う。

<考え方>

自然排煙は煙の浮力を利用した排煙方法である。突き出し窓は上端が固定されている構造上、他の種類の窓（内倒し窓、外倒し窓、回転窓及びガラリ）と比較して煙が抜けにくいと考えられるため、開放角度を60度以上とすることで窓の全面積を排煙上有効としている。

【参考】建築物の防火避難規定の解説2016（第2版）（編集：日本建築行政会議）P78「排煙上有効な開口部（自然排煙口）の取扱い」
 建築設備設計・施工上の運用指針2019（編集：日本建築設備・昇降機センター）
 P106 「令第126条の3の手動開放装置について」

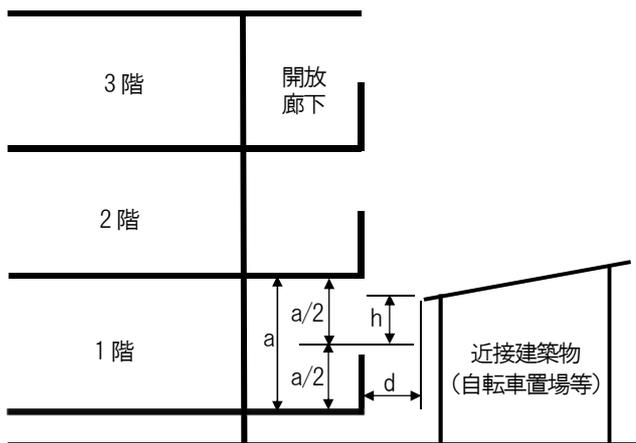
(2023改正)

**防火
避難**

 法第35条
 令第126条の4

18. 開放廊下における非常用の照明装置の取扱い

「採光上有効に直接外気に開放された通路」に関しては非常用の照明装置の設置は免除されているが、敷地内に近接建築物がある場合は、開放廊下の天井高の $1/2$ の位置で採光補正係数が正の数となる場合に非常用の照明装置の設置を不要とする。



【参考】◇建築基準法質疑応答集 第2巻（建築基準法研究会）P1795「有効採光面積」

建築物の防火避難規定の解説2016（編集：日本建築行政会議）P89「開放廊下・開放階段の取扱い」

(2023)

防火 避難

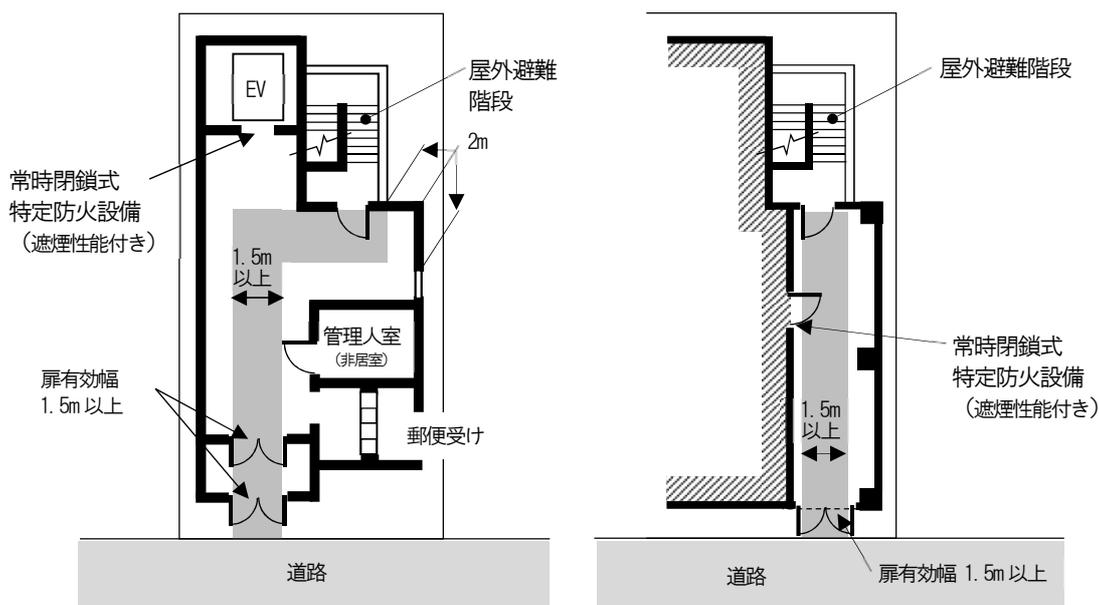
法第35条
令第128条

19. 敷地内の通路を屋内に設ける場合の取扱い

令第128条に規定する敷地内通路は、原則として屋外に設けることになっている。ただし、次の要件をみたし、かつ、避難上支障のない場合にあっては次の1又は2によることができるものとする。

1. 専用通路の場合

- (1) 通路の有効幅員（柱等がある場合は内法）は1.5m以上とすること。
- (2) 通路から屋外への出口部分に扉を設ける場合にあっては、その扉の有効幅を1.5m以上で内開きでない構造とし、かつ、屋内からは鍵を用いることなくいつでも開錠開放ができること。
- (3) 通路部分は他の屋内部分（小規模で居室に該当しない管理人室、便所、宅配ボックス、郵便受けは除く。）と耐火構造の床、壁又は常時閉鎖式の特防火設備（遮煙性能付き）で区画すること。
- (4) 通路に面しては、原則として換気口等の開口部を設けないこと。（ダクトの経路とすることも不可）
- (5) 通路部分の壁及び天井の仕上げ（下地を含む）は、不燃材料とすること。
- (6) 通路部分には、非常用照明装置を設けること。（採光上有効に外気に開放された部分は除く。）
- (7) 屋内の通路部分には段差を設けないこと。



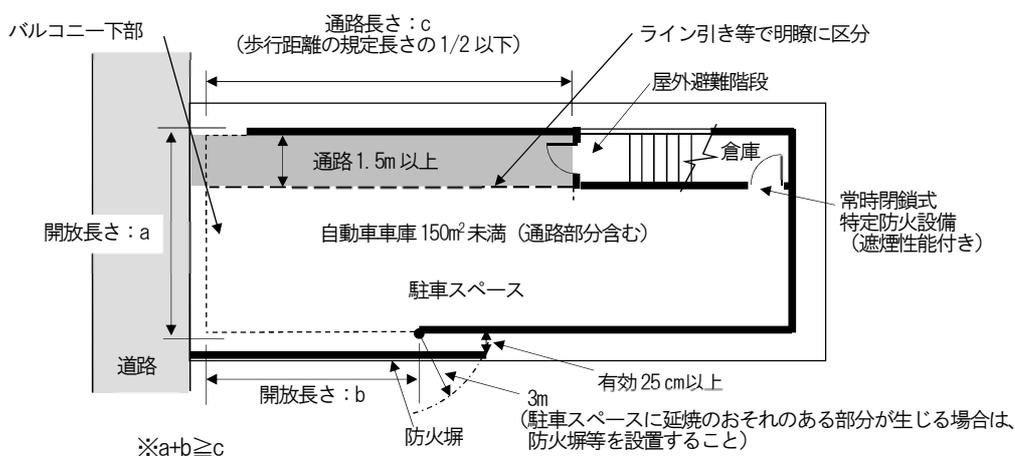
建築物の内部に敷地内通路を設けた例

<考え方>

屋外通路と同等に、屋内から通路に面して設ける出入口等を制限し防火避難上の安全性を確保した屋内通路は、やむを得ないとする。

2. 自動車車庫の一部に設ける場合

- (1) 自動車車庫の床面積は150㎡未満（通路部分を含む）であること。（150㎡以上の場合は1.によること。）
- (2) 自動車車庫とその他の部分とは、前記1. (3)による区画がされ、かつ、同(5)による仕上げとすること。
- (3) 通路部分の長さは、令第125条第1項の規定による階段から屋外への出口に至る歩行距離の1/2以下、かつ、通路幅員は1.5m以上とし、駐車スペースとは明瞭に区分すること。
- (4) 自動車車庫は、通路部分の長さに相当する長さの外気に有効に開放された部分（有効距離が25cm以上の部分に限る。）を有すること。（ $a+b \geq c$ ）
- (5) 通路部分には、非常用の照明装置を設けること。（採光上有効に直接外気に開放された部分を除く。）
- (6) 通路部分の床面積の算定については、昭和61年住指発第115号の通達により算定し、通路部分が車路部分と明らかに兼用になる場合に限り、駐車場部分として容積率の除外の対象とする。



建築物（自動車車庫）内に敷地内通路を設けた例

【参考】建築物の防火避難規定の解説2016(第2版) (編集:日本建築行政会議) P99「敷地内の通路の取扱い」
P191「質問と回答」No89「敷地内の通路」

(2023改正)

**防火
避難**

法第35条
令第117条第2項第一号、第129条の2、第129条の2の2

20. 開口部のない耐火構造の壁での区画の検証方法

1. 階避難安全検証において、開口部のない耐火構造の壁により区画された場合などの当該階の各部分の扱いについては、「建築物の防火避難規定の解説」によって当該階以外の階も壁で区画した例図で、階避難安全性能を検証すればよいと示されているが、階避難安全検証の適用範囲は階ごとであるため、当該階の壁のみが開口部のない耐火構造であればよいものとする。

2. 令第117条第2項第一号による開口部のない耐火構造の床又は壁により区画されている場合において、その区画された部分をそれぞれ別の建築物とみなして、階避難安全性能及び全館避難安全性能を検証すればよいとされている。

この令第117条第2項第一号の区画に換気、冷暖房の設備の風道、給水管、配電管その他の管が貫通した場合は次の措置を講じること。

- (1) 風道は、不燃材料で造ることとし、令第112条第21項各号に準ずる構造のダンパー（煙感知式）を設けること（昭和49年建告第1579号は適用しない。）。
- (2) 管（ケーブルを含む）は、令第129条の2の4第1項第七号に準ずるものとし（平成12年建告第1422号の基準を含む。）、令第112条第20項の規定に準じてすき間をモルタル等で埋めること。

（注）「建築物の防火避難規定の解説 2016（第2版）（P181 質問番号 32）」に記載されているとおり、上記の「風道」については機械排煙の風道は含まないとするため、機械排煙の風道は区画貫通できない。

【参考】◇昭和49年12月28日 建告第1579号

（風道の耐火構造等の防火区画を貫通する部分等にダンパーを設けないことにつき防火上支障がないと認める場合を指定する件）

◇平成12年5月31日 建告第1422号

（準耐火構造の防火区画等を貫通する給水管、配電管その他の管の外径を定める件）

建築物の防火避難規定の解説 2016（第2版）（編集：日本建築行政会議）P107「ツインビル等の検証方法」

P181「質問番号」No32「適用の範囲」

（2023改正）

21. まきストーブ等を用いる室の内装制限の取扱い

1. まきストーブに煙突が接続されている場合や床等に固定されている場合は、その使用が季節的であっても、暖炉等と同様に原則として内装制限の対象とする。
2. 火が外に出ない燃焼器具（給湯器、炊飯器など）を屋内に設ける場合、火が外に出なくとも火を使用することになるため「火を使用する設備又は器具」として内装制限の適用を受ける。なお、電磁誘導加熱式調理器は火気を使用しないため「火を使用する設備又は器具」に該当しない。

【参考】建築物の防火避難規定の解説 2016(第2版)（編集：日本建築行政会議）P111「電磁誘導加熱式調理器等の内装制限」

(2012.7) (2023改正)

**防火
避難**

 法第35条、第36条
 令第112条第11項、第123条第1項、第2項、第3項

2.2. 階段の竪穴区画等に面して設けるPS等の戸の取扱い

令第112条第11項（竪穴区画）は、竪穴部分と竪穴部分以外の部分との区画について規定されているが、この他にも竪穴（吹抜き、階段、昇降路、PS等）相互間について区画する必要がある（令第112条第14項に該当する場合を除く）。

階段とPS等を相互に区画する場合におけるPS等の戸について、下表のように取り扱うものとする。

	PSの戸	EPSの戸	DSの戸
屋内階段 (令第112条第11項)	設置可	設置可	設置可
屋内避難階段・屋外避難階段 ^{※1} (令第123条第1項・第3項)	設置可 ^{※2}	設置可 ^{※2}	設置不可
特別避難階段（付室を含む。） (令第123条第3項)	設置不可	設置不可	設置不可

※1 屋外避難階段については、階段から2m未満の位置におけるPS等の戸とする

※2 配管・配線は、屋内避難階段に面する区画壁を貫通しないこと

※ PS等は原則小規模なものに限り、人が出入りする規模のものは該当しない

※ 階段室内に設けるPS等の点検、検針等のための戸で、常時施錠状態にある鋼製の戸は、ドアクローザー等がなくても「常時閉鎖式防火戸」として取り扱う（「建築物の防火避難規定の解説」）

【参考】建築物の防火避難規定の解説2016（第2版）（編集：日本建築行政会議）

P131 「パイプスペース等における点検・検針用の戸の取扱い」

建築設備設計・施工上の運用指針2019（編集：日本建築設備・昇降機センター）

P68 「屋内避難階段に設ける換気設備の開口部及びダクトの貫通について」

(2023)

**防火
避難**法第 27 条、第 36 条
令第 112 条第 18 項**23. 共同住宅における自動車車庫部分の異種用途区画**

法第 27 条第 1 項に該当する共同住宅の一部に自動車車庫の用途に供する部分がある場合、令第 112 条第 18 項により、原則、共同住宅と自動車車庫は異種用途区画が必要になる。

ただし、自動車車庫の部分が、異種用途区画が発生しない規模の場合（法第 27 条第 2 項第二号、第 3 項第一号の規定に該当しない場合）は、異種用途区画は不要として取り扱う。

なお、この取扱いは共同住宅に限り適用する。

【参考】◇平成 30 年 9 月 21 日 国住指第 2075 号・国住街第 188 号

（建築基準法の一部を改正する法律等の施行について）（技術的助言）
建築物の防火避難規定の解説 2016（第 2 版）（編集：日本建築行政会議）P203「質問と回答」No154「異種用途区画」

(2023)

**防火
避難**

法第36条
令第112条第4項、第114条第2項

2.4. 防火上主要な間仕切壁を準耐火構造としない場合について（参考）

平成26年国交告第860号「間仕切壁を準耐火構造としないこと等に関して防火上支障がない部分を定める件」（以下「告示」）について、図と併せて解説する。

・例（共同住宅の一住戸を児童福祉施設等に用途変更）

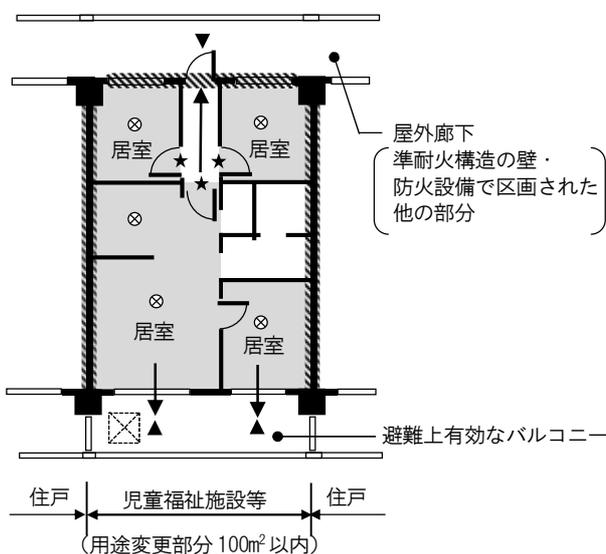


図1 屋外廊下・避難上有効なバルコニーに面する場合

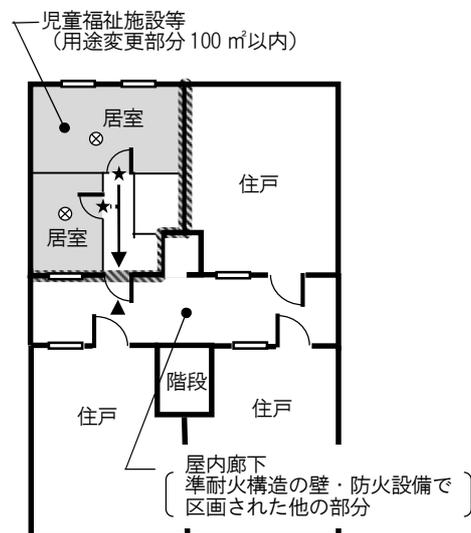


図2 屋内廊下に面する場合

凡例	準耐火構造の壁・防火設備で区画する部分	住宅用防災報知設備等
	居室と通路を戸（ドアクローザー付）で区画する部分	屋外への出口等
		避難経路

告示は、適用部分の条件（本文）と避難経路の条件（第一号、第二号）で構成されている。

適用部分の条件 → ①又は②及び③を満たすこと

- ①居室の床面積が100㎡以下の階であること
- ②居室の床面積100㎡以内ごとに準耐火構造の壁・法第2条第九号の二口に規定する防火設備で区画すること（小屋裏・天井裏まで必要/開放廊下・バルコニー等の外部に面する部分は不要）
- ③各居室には住宅用防災報知設備等（煙感知式）を設置すること

避難経路の条件 → ①又は②を満たすこと

- ①各居室から、直接「屋外への出口等^{※1}」に避難できること
- ②各居室から、下記をすべて満たして「屋外への出口等」に避難できること
 - ・各居室から「屋外への出口等」までの歩行距離は8m以下とすること
（壁・天井の仕上げを難燃材料で行った場合は16m以下/階段を経由する場合の階段部分の歩行距離は水平投影の長さで算定すること）
 - ・各居室と通路^{※2}を間仕切壁及び戸で区画すること
（小屋裏・天井裏までは不要/戸の構造は常時閉鎖式（ドアクローザー付き）又は煙感連動の随時閉鎖式（防火設備とする必要はないが、ふすま・障子は不可））

（注）区画内に複数の居室が存する場合、図1のように居室ごとに①と②を使い分けすることもできる

※1 屋外への出口等とは①～③のいずれかに該当するものをいう

- ①屋外への出口（道若しくは道に通ずる幅員 50cm 以上の通路その他の空地に面する部分であること）
- ②避難上有効なバルコニー（道若しくは道に通ずる幅員 50cm 以上の通路その他の空地に面する部分であること）
- ③準耐火構造の壁若しくは法第 2 条第九号の二口に規定する防火設備で区画されている他の部分（共同住宅の共用廊下等で通常、道までの通路が確保されていること）

※2 各居室から屋外への出口等に通ずる主たる廊下等その他の通路

【参考】◇平成 26 年国交告第 860 号（間仕切壁を準耐火構造としないこと等に関して防火上支障がない部分を定める件）

◇平成 26 年 8 月 22 日 国住指第 1784 号（間仕切壁を準耐火構造としないこと等に関して防火上支障がない部分を定める件等の施行について）（技術的助言）

建築物の防火避難規定の解説 2016（第 2 版）（編集：日本建築行政会議）

P136「間仕切壁を準耐火構造としない場合の「避難上有効なバルコニー」について」

(2023)

**防火
避難**法第25条、第61条
令第108条**25. 木造建築物等における外壁及び軒裏の取扱い**

1. 次の各号に掲げるものについては、原則として外壁の部分として取り扱わない。
 - (1) 柱
 - (2) はり

2. 次の各号に掲げるものについては、原則として軒裏の部分として取り扱わない。ただし、軒裏の個別認定がある場合はその適用条件等を確認すること。
 - (1) 母屋（垂木は除く。）
 - (2) 破風板
 - (3) 鼻隠し板
 - (4) きり除け庇

【参考】建築物の防火避難規定の解説 2016（第2版）（編集：日本建築行政会議）

P20 「屋内側防火被覆の取扱い」

P25 「屋根を不燃材料で造り又はふく構造（口準耐2）」

(2023 改正)

26. ソーラーパネルの屋根としての取扱い

法第 62 条に規定する準防火地域内等における建築物の屋根の構造方法は、建設省告示（不燃材料等）又は大臣認定によるものとなっている。

ソーラーパネルを屋根に設けた場合、ソーラーパネルの表面がガラス等の不燃材料であっても、ソーラーパネルは設備機器であり建築材料ではないため、屋根を不燃材料等でふいたことにはならない。

ソーラーパネルを屋根材と兼用するには、ソーラーパネルを構成材料に含む屋根としての大臣認定を受ける必要がある。屋根の準耐火構造として大臣認定を受けているものもある。

なお、屋根を不燃材料等でふいた上部にソーラーパネルを設ける場合は適用しない。

【参考】◇平成 23 年 3 月 25 日 国住指第 4936 号（太陽光発電設備等に係る建築基準法の取扱いについて）

◇平成 23 年 9 月 30 日 国交告第 1002 号

（建築基準法及びこれに基づく命令の規定による規制と同等の規制を受けるものとして国土交通大臣が指定する工作物を定める件）

(2012. 7) (2023 改正)

防火 避難

法第61条、第65条第2項
令第113条

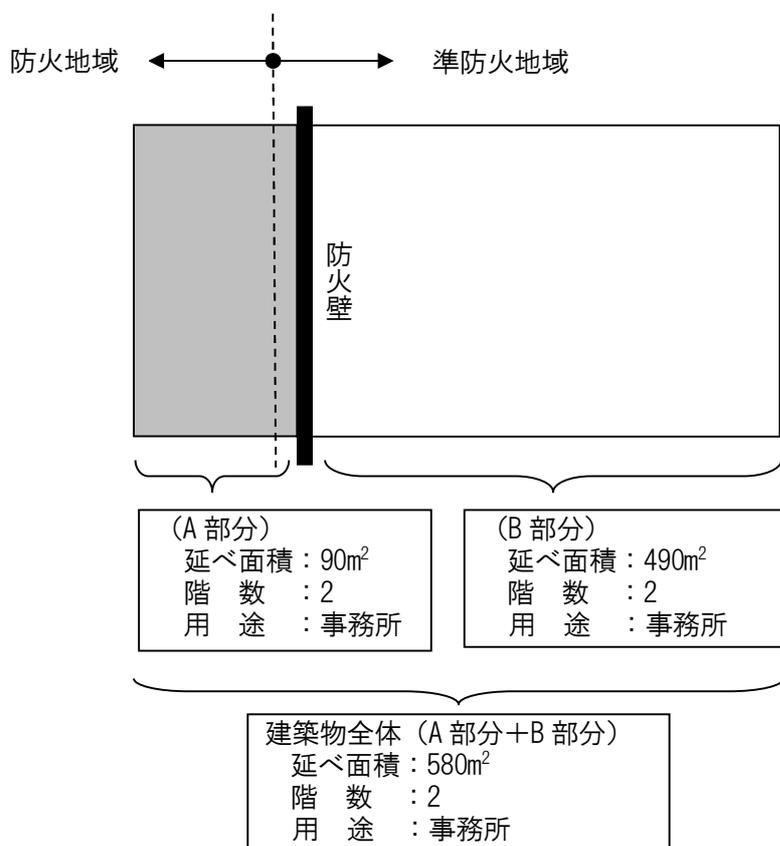
27. 建築物が防火地域と準防火地域にわたる場合の構造制限について

建築物が防火地域と準防火地域にわたる場合で、防火地域外において防火壁により区画したときの、それぞれの建築物の構造制限については、次のとおり取り扱うものとする。

下図のように、延べ面積が580m²の2階建の建築物（事務所）に、防火壁を設けA部分とB部分に分けた場合、法第65条第2項ただし書の規定により、防火壁外の部分（B部分）については、準防火地域内の建築物の構造制限が適用され、建築物全体（A部分+B部分）の延べ面積が500m²を超えるため、B部分が500m²以下であっても準耐火建築物にする必要がある。

また、A部分については、防火地域内で建築物全体（A部分+B部分）の延べ面積が100m²を超えるため、A部分が100m²以下であっても耐火建築物にする必要がある。

なお、防火壁の構造については、令第113条に規定する耐火構造等の基準を準用すること。



<考え方>

防火壁を設けた場合でも別棟とみなされるわけではないため、建築物全体を一棟として面積及び階数を考慮して構造制限を適用する。建築物が防火地域又は準防火地域と指定のない区域にわたる場合についても、同様に扱う。

【参考】逐条解説 建築基準法（編著：逐条解説建築基準法編集委員会）P7「主要構造部」（旧詳解建築基準法）

(2023改正)